



栃木県公報

令和4(2022)年
6月28日(火)
第316号

目次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の指定..... 809
 ○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止..... 810
 ○社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の登録に係る変更..... 810
 ○社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の業務の廃止..... 810
 ○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録..... 811
 ○同..... 811

公 告

○令和4(2022)年度職業訓練指導員試験の実施..... 812

告 示

栃木県告示第350号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4(2022)年6月28日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和4(2022)年5月2日	尾之内外科	足利市大前町460-4
令和4(2022)年4月1日	さいとう歯科口腔外科クリニック	下野市緑2-3290-5
令和4(2022)年5月1日	やすげ歯科クリニック	佐野市堀米町3946-2
令和4(2022)年5月1日	こぐれ調剤薬局あずま通り店	足利市伊勢町2-13-20
令和4(2022)年6月1日	ラパン薬局	下野市駅東1-10-15
令和4(2022)年5月1日	みぶ薬局	壬生町中央町5-27
令和4(2022)年4月1日	ピノキオ薬局真岡西店	真岡市長田5-8-10

2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令 和 4 (2022) 年 5 月 1 日	株式会社ファースト ナース	東京都港区新橋2-12- 16	訪問看護ステーショ ンあやめ田沼	佐野市田沼町475-4 ヤシユウハイツC102

栃木県告示第351号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4（2022）年6月28日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和4（2022）年5月1日	尾之内外科	足利市大前町460-4
平成28（2016）年4月30日	やすげ歯科クリニック	佐野市堀米町3946-2
令和4（2022）年4月30日	みぶ薬局	壬生町中央町10-12
令和4（2022）年4月30日	伊勢町あずま通り調剤薬局	足利市伊勢町2-13-20
令和4（2022）年3月31日	ピノキオ薬局真岡西店	真岡市長田5-8-10

(保健福祉課)

栃木県告示第352号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第18条の規定により登録研修機関から次のとおり変更の届出があったので、同法附則第24条の規定により次のとおり公示する。

令和4（2022）年6月28日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	事業者		事業所		変更の年月日	喀痰吸引等研修の課程
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
0911008	DXO株式会社（株式会社オーボックス）	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号（東京都中野区本町三丁目31番11号）	DXO株式会社（株式会社オーボックス）	東京都中野区本町三丁目31番11号	令和4（2022）年4月1日	第一号研修 第二号研修

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第353号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条の規定により登録研修機関から喀痰吸引等研修の業務の廃止の届出があったので、同法附則第24条の規定により次のとおり公示する。

令和4（2022）年6月28日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	事業者		事業所		廃止の年月日	廃止する喀痰吸引等研修の課程
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所	名称	所在地		

		の所在地				
0911004	ほけんし株式会社	東京都台東区上野3-18-13	ほけんし株式会社	東京都台東区上野3-18-13	令和4(2022)年7月31日	第一号研修 第二号研修

栃木県告示第354号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年6月28日

栃木県知事 福田 富一

登録番号	事業者		事業所		登録の年月日	特定行為の種類
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
091100080	社会福祉法人 関記念栃の木会	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林812番地	特別養護老人ホームしもつけ荘	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林812番地	令和4(2022)年6月1日	口腔内の喀痰吸引
091200020	医療法人木水会	栃木県栃木市岩舟町静550番地2	介護老人保健施設八州苑	栃木県栃木市藤岡町太田1394番地1	令和4(2022)年6月15日	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
091300018	医療法人木水会	栃木県栃木市岩舟町静550番地2	看護小規模多機能施設八州苑	栃木県栃木市藤岡町太田1386番地1	令和4(2022)年6月15日	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
091400017	株式会社みやび	栃木県小山市宮本町2丁目3番12号	ホームケアみやび	栃木県小山市宮本町2丁目3番12号	令和4(2022)年6月1日	口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養

(高齢対策課)

栃木県告示第355号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の

登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年6月28日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	事業者		事業所		登録の年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
092600010	株式会社在宅支援ネットワーク	宇都宮市下荒針町3612-12	生活介護はなみずき	宇都宮市下荒針町3612-12	令和4(2022)年6月1日	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

(障害福祉課)

公 告

○令和4(2022)年度職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第45条第2項の規定により公示する。

令和4(2022)年6月28日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の区分

学科試験のうち指導方法

2 試験の科目

職業能力開発促進法施行規則別表第11に掲げる免許職種について指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)の試験を実施する。

3 受験資格

職業能力開発促進法施行規則第45条の2の規定に該当する者であって、同令第46条の規定により実技試験の全部及び関連学科試験の全部が免除となる者

4 試験の実施期日

令和4(2022)年8月29日(月)午前11時～午前11時45分

5 試験の場所

栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県庁舎本館6階大会議室1

※ なお、試験当日は試験開始30分前までに集合すること。

6 受験申請手続

(1) 提出書類

① 職業訓練指導員試験受験申請書

② 履歴書(受験申請書の裏面)

③ 受験票・写真票

※ 申請前6ヵ月以内に撮影した上半身正面脱帽の写真1枚貼付

(3cm×4cmの大きさで裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。)

④ 試験の免除を受けることができる者であることを証する書類

(2) 書類の提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県産業労働観光部労働政策課産業人材育成担当

※ 郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書すること。

(3) 受付期間

令和4(2022)年7月4日(月)から同月15日(金)まで

※ 郵送の場合は、令和4(2022)年7月15日(金)の消印のあるものまで有効。

(4) 受験手数料の額

学科試験(指導方法) 3,100円

(5) 受験手数料の納付方法

受験手数料相当額の栃木県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼付するものとする。

なお、受験申請書受理後、手数料は返還しないものとする。

(6) 受験票の交付

受験申請書を受理した後、受験票を送付する。

7 合格者の発表

(1) 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

(2) 合格発表の方法

令和4(2022)年9月27日(火)に合格者宛て通知するほか、栃木県のホームページにも、合格者受験番号を掲載する。

ホームページアドレス

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/shidouinmenkyo.html>)

8 欠格者

職業能力開発促進法第28条第5項の規定により、3に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられた者

(2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

9 その他

(1) 試験当日は、受験票及び筆記用具(黒ボールペン)を持参すること。

(2) 受験申請書は栃木県産業労働観光部労働政策課及び栃木県職業能力開発協会等において配布するほか、栃木県のホームページに掲載する。

(3) 試験結果の簡易開示

栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)に基づき、合格発表の日から1ヶ月間、試験の得点を開示する。開示を希望する場合は、受験者本人が、自動車運転免許証等本人を確認できるもの及び受験票又は合格通知を持参すること。(受験者本人に限る。代理は不可)なお、電話による開示には応じない。

○ 開示実施場所：栃木県産業労働観光部労働政策課

○ 開示期間：令和4(2022)年9月27日(火)から同年10月26日(水)まで

平日午前8時30分～午後5時15分受付

(4) 問合せ先

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県産業労働観光部労働政策課産業人材育成担当

TEL 028-623-3235

(労働政策課)